4　気候変動科学・適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　気候変動に関する科学的知見の充実及びその活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地球環境局の所掌に関するものに限る。）。
二　気候変動に関する科学的知見の充実及びその活用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（地球環境局の所掌に関するものに限る。）。
三　地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。
四　地球環境局の所掌事務に関する調査及び研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
五～七　（略）
八　前七号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に関すること。
5　気候変動科学・適応室に、室長を置く。
第十条・第十一条　（略）
（環境汚染対策室、水道水質・衛生管理室及び農薬環境管理室）
第十二条　環境管理課に、環境汚染対策室、水道水質・衛生管理室及び農薬環境管理室を置く。
2・3　（略）
4　水道水質・衛生管理室は、環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関する事務をつかさどる。
5　水道水質・衛生管理室に、室長を置く。
6・7　（略）
第十三条　（略）
（海域環境管理室及び企画官）
第十四条　（略）
2　海域環境管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。）のうち湖沼及び閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。）に係るもの。
イ～ハ　（略）
3・4　（略）
第十五条～第二十七条　（略）

（公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部改正）
第二条　公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令（平成十三年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。
「環境保健企画管理課」を「企画課」に改める。
附　則
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

4　気候変動適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
一～三　（略）
四　前三号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に関すること。
5　気候変動適応室に、室長を置く。
第九条・第十条　（略）
（環境汚染対策室及び農薬環境管理室）
第十一条　環境管理課に、環境汚染対策室及び農薬環境管理室を置く。
2・3　（略）
（新設）
（新設）
4・5　（略）
第十二条　（略）
（海域環境管理室及び企画官）
第十三条　（略）
2　海域環境管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。）の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。）のうち湖沼及び閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。）に係るもの。
イ～ハ　（略）
3・4　（略）
第十四条～第二十六条　（略）